

中野区公契約条例の手引き (令和6年度用)

令和6年4月

中野区

目次

1 条例制定の経緯	1
2 用語の定義	2
3 条例概要	3
4 適用範囲	6
5 適用される労働者等の範囲	7
6 労働報酬下限額	8
7 労働報酬の定義と算定方法	10
8 報告書の作成及び提出	13
9 労働者等への周知	21
10 労働者等からの申出	21
11 報告及び立入検査	22
12 是正措置	22
13 公契約の解除等	22
14 損害賠償責任・違約金	22
15 公表	23

<資料・様式>

資料1 公契約条例適用案件の流れ	25
資料2-1 労働者等の労働条件に関する事項の報告書(工事用)	27
資料2-2 労働者等の労働条件に関する事項の報告書(委託・協定用)	30
資料3 労働者向け周知様式例等	32
資料4 労働報酬に係る申出書	38
資料5 労働報酬に係る申出に対する報告要求書	39
資料6 労働報酬に係る申出に対する報告書	40
資料7 立入検査通知書	41
資料8 是正措置通知書	42
資料9 是正措置報告書	43
資料10 令和6年度労働報酬下限額一覧	44
資料11 公契約約款特約条項(工事請負契約)	45
資料12 公契約約款特約条項(業務委託契約)	47
資料13 公契約約款特約条項(指定管理協定)	49
資料14 中野区公契約条例	51
資料15 中野区公契約条例施行規則	56

1 条例制定の経緯

中野区では、区が発注する工事請負・業務委託契約等（公契約）に従事する労働者の適正な労働環境の整備を図り、公契約の良好な品質を確保するため、「中野区公契約条例」を制定しました。

中野区公契約条例は、公契約に関し、基本方針を定め、中野区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化、労働者等に係る適正な労働条件の確保並びに公契約の適正な履行及び品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の向上に寄与することを目的とするものです。

この条例は、令和2年度に実施した事業者や労働者団体へのアンケート等を踏まえ、令和4年第1回中野区議会定例会で可決され、令和4年3月28日に公布し、令和4年4月1日に施行されました。

2 用語の定義

この手引きにおける用語の定義は、以下のとおりです。

公契約	(1) 区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託 (2) 指定管理協定
受注者	区と公契約を締結する者
受注関係者	(1) 区以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負い、又は受託する者 (2) 受注者又は(1)に規定する者へ労働者を派遣する者
労働者等	(1) 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者 (2) 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者 (3) 自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者
労働報酬	(1) 上記「労働者等」(1)又は(2)に該当する者がその雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金 (2) 上記「労働者等」(3)に該当する者が当該請負契約により得る収入
労働報酬下限額	公契約に従事する労働者等に対し、受注者及び受注関係者が支払う報酬で、区長が定める1時間あたりの賃金の下限額

3 条例概要

公契約条例の主な内容は以下のとおりです。

事項	主な内容
(第1条) 目的	公契約に関し、基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化、労働者等に係る適正な労働条件の確保並びに公契約の適正な履行及び品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
(第2条) 定義	条例に掲げる用語の定義
(第3条) 基本方針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公契約に係る手続きの透明性を確保し、公正な競争を促進すること (2) 談合その他の不正行為を排除すること (3) 受注者において労働者等について適正な労働条件を確保させること (4) 公契約の適正な履行及び品質を確保すること (5) 区内の事業者が公契約を受注する機会を確保するよう努めること
(第4条) 区の責務	基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
(第5条) 受注者の責務	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公契約に係る業務の公共性を認識し、法令を遵守するとともに、公契約に従事する労働者等に係る労働条件を適正なものとするよう努めるものとする。 (2) 公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者が当該公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する機会を確保するよう努めるものとする。
(第6条) 適用範囲	<ol style="list-style-type: none"> (1) 工事又は製造の請負契約で予定価格が1億8千万円以上のもの (2) 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、予定価格が1千万円以上のもので規則に定めるもの (3) 指定管理協定

事項	主な内容
<p>(第7条)</p> <p>労働者の労働報酬</p>	<p>(1) 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等に対し、労働報酬下限額以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定する。</p> <p>(2) 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。</p> <p>(3) 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間について金額に換算する方法は、規則に定める。</p>
<p>(第8条)</p> <p>労働報酬下限額の決定等</p>	<p>(1) 公共工事設計労務単価や中野区会計年度任用職員の報酬額等を勘案し、区長が定める。</p> <p>(2) 区長は、中野区公契約審議会の答申を踏まえ、労働報酬下限額を定める。</p> <p>(3) 労働報酬下限額を定めたときは告示する。</p>
<p>(第9条)</p> <p>公契約において約定する事項</p>	<p>(1) 労働関係法令の遵守</p> <p>(2) 労働者等との契約条件</p> <p>(3) 労働者等の継続雇用</p> <p>(4) 労働報酬に掛かる受注者の連帯責任</p> <p>(5) 労働条件の区への報告</p> <p>(6) 労働者に対する周知</p> <p>(7) 不利益な取り扱いの禁止</p> <p>(8) 報告の求め及び検査等への対応</p> <p>(9) 約定事項の違反の是正の求め</p> <p>(10) 約定事項の違反の是正等及び報告</p> <p>(11) 公契約の解除等</p> <p>(12) 損害賠償責任</p> <p>(13) 公契約の解除等にかかる違約金</p> <p>(14) 受注者と受注関係者との契約</p>
<p>(第10条)</p> <p>労働者等の申出</p>	<p>労働者等は、定められた賃金が支払われない場合は、区又は受注者若しくは受注関係者にその事実を申し出ることができる。</p>

事項	主な内容
(第11条) 報告、検査等	申出があったとき又は約定した事項の遵守の状況を確認する必要があると認めるときは、受注者又は受注関係者に対し必要な報告を求め、又は事業所等に立ち入り、書類等の検査、関係者への質問を行うことが出来る。
(第12条) 公表	公契約の解除等をしたときは、その旨を公開することが出来る。
(第13条) 中野区公契約審議会の設置	<p>(1) 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査、審議する。</p> <p>(2) 委員は6人以内で、事業者、労働者及び学識経験者により構成する。任期は2年で、再任を可とする。</p>

4 適用範囲

公契約条例の適用を受ける契約及び指定管理協定は次のとおりです。

公契約の種類	適用範囲
工事又は製造の請負契約	予定価格が <u>1億8千万円以上</u> の契約
工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約	予定価格が <u>1千万円以上</u> の次に掲げる契約 (1) 施設の総合的な管理の業務に関する公契約 (2) 施設、公園等の日常的な清掃の業務に関する公契約 (3) 施設の警備の業務（機械警備の業務を除く）に関する公契約 (4) 施設の受付の業務に関する公契約 (5) 廃棄物の収集・資源の回収等の業務に関する公契約 (6) 学校又は保育所の用務の業務に関する公契約 (7) 学校又は保育所の給食の調理の業務に関する公契約 (8) 学童クラブ及びキッズ・プラザの運営の業務に関する公契約 (9) 高齢者に係る居宅介護支援に関する公契約
指定管理協定	規則で定めるものを除く全ての指定管理協定

※ 予定価格は税込（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。

※ 契約方法(一般競争入札、指名競争入札、随意契約)は関係ありません。

※ 公契約条例が適用となる案件を発注する際は、その旨を入札公告、指名通知書、見積依頼書、プロポーザルの実施要領等に記載し、事業者に通知します。事業者は、公契約条例が適用される案件であることを承知した上で参加することになります。

※ 公契約条例の適用対象となる契約等を締結した受注者は、当該公契約等に係る業務の一部を下請、再委託等により受注関係者に請け負わせる場合には、公契約条例が適用される契約であり、受注関係者にも規定が適用される旨を周知する必要があります。

特に労働者等に支払う報酬が労働報酬下限額を下回ってはならないこと、仮に下回った場合は、受注者に差額分を支払う義務が生ずること等について、受注関係者と取り交わす文書等に記載し、十分な理解を得る必要があります。

5 適用される労働者等の範囲

(1) 公契約条例の規定が適用される労働者等の範囲は次のとおりです。

① 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する者 ※ 労働基準法第9条に規定する労働者で、正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等、雇用形態は問いません。
② 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者
③ 自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者(いわゆる一人親方)

※ 労働者等は、受注者に雇用される者だけでなく下請負者、再委託業者に雇用される者を含みます。

(2) 次に掲げる者は公契約条例の規定が適用されません。

① 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
② 労働者ではない者(ボランティア、会社役員等)
③ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。)
④ 公契約に係る業務に直接従事しない者(事務員、材料の製造に従事する者等)
⑤ 公契約に従事した時間が1ヶ月あたり30分未満の者
⑥ 工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者)

6 労働報酬下限額

労働報酬下限額とは、公契約において、受注者及び受注関係者が労働者等に対して支払わなければならない賃金等の下限となる額で、1時間あたりを単位として決定します。

労働報酬下限額は、中野区公契約審議会からの答申を踏まえ、区長が毎年定め、告示します。

労働報酬下限額は、工事又は製造の請負契約及び工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約については、契約を締結した年度の労働報酬下限額を適用します。このため、複数年度に継続する場合、締結の翌年度以降に労働報酬下限額が改定された場合でもその適用は受けず、履行終了まで当初の労働報酬下限額を適用しますが、改定後の労働報酬下限額を適用するようご協力をお願いします。

※ 複数年度契約において、後年度の最低賃金が契約締結年度の労働報酬下限額を上回った場合は、契約変更等の対応をさせていただきます。

なお、指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については、その年度ごとに定める最新の労働報酬下限額を適用します。

(1) 令和6年度労働報酬下限額の勘案基準

公契約の種類	労働者の区分	勘案基準
工事又は製造の請負の契約	熟練労働者、一人親方	公共工事設計労務単価(※1)の90%に基づき定める1時間あたりの金額
	熟練労働者・一人親方以外の労働者(※2)	公共工事設計労務単価(軽作業員)の70%に基づき定める1時間あたりの金額 (1時間あたり 1,540円)
工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約	業務に従事する労働者	中野区会計年度任用職員報酬単価等を参考にした金額 (1時間あたり 1,310円)
指定管理協定		※ ただし、中野区外に存する下記施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額に、「東京都の最低賃金額に対する、指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の増加率」を乗じて得た額とする。 (軽井沢少年自然の家 1時間あたり 1,115円)

※1 公共工事設計労務単価とは、公共工事の積算に用いる単価(日額：8時間)で、農林水産省及び国土交通省が、毎年、公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種(51職種)ごとに調査し、その調査結果に基づき決定するものです。

※2 熟練労働者・一人親方以外の労働者とは、次に掲げるものをいいます。
ア 労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者
イ 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

参考 労働報酬下限額等の推移

(1) 工事又は製造の請負の契約

	熟練労働者、一人親方	熟練労働者・一人親方以外の労働者
令和5年度	公共工事設計労務単価の90%に基づき定める1時間あたりの金額	公共工事設計労務単価(軽作業員)の70%に基づき定める1時間あたりの金額
令和6年度	公共工事設計労務単価の90%に基づき定める1時間あたりの金額	公共工事設計労務単価(軽作業員)の70%に基づき定める1時間あたりの金額

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約及び指定管理協定

	労働報酬下限額	会計年度任用職員 ※労働報酬下限額算出時		最低賃金(東京都)	
		一般事務補助	用務・調理	～9/30	10/1～
令和5年度	1,170円	1,173円	1,266円	1,072円	1,113円
令和6年度	1,310円	1,220円	1,320円	1,113円	

(3) 対象件数

	工事請負契約	委託契約	指定管理協定
令和5年度	8件	68件	20件
令和6年度			

7 労働報酬の定義と算定方法

公契約における労働報酬とは、受注者、受注関係者から労働者等に支払われる賃金等をいいます。

契約の種類及び労働者に応じて労働報酬に算定する手当等は次のとおりです。

(1) 労働報酬の範囲

<算定対象とする手当等>

契約の種類及び労働者		手当等の例
工事又は製造の請負の契約	労働基準法第9条に規定する労働者であって熟練労働者	(1) 基本給相当額（基本給(定額給)、出来高給) (2) 基準内手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当）
	熟練労働者以外の労働者	(3) 実物給与※(通勤用定期・食事代) (4) 臨時の給与(賞与(期末手当、勤勉手当)、その他臨時の賃金等)
	請負契約におけるいわゆる一人親方	受注者又は受注関係者との請負契約における請負代金(消費税及び地方消費税相当額を除く) 請負代金が、その業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その額
工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約における労働者	下記の賃金のうち、当該公契約等において従事した作業に係る部分 (1) 基本給相当額（基本給）	
指定管理協定における労働者	(2) 諸手当（職務手当、現場手当、技能手当等）	

※ 就業規則などで支払規定があるものに限られます。

<算定対象から除く手当等>

契約の種類及び労働者		手当等の例
工事又は製造の請負の契約	労働基準法第9条に規定する労働者であって熟練労働者	(1) 各職種の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当（突貫手当等） (2) 時間外割増賃金（時間外・休日・深夜） (3) 仕事がないために労働者を休業させたことに対する手当（休業手当）
	熟練労働者以外の労働者	(4) 本来は経費にあたる手当（工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、運転手当（送迎車運転手当）、赴任等手当、研修手当、携帯電話手当等）
	請負契約におけるいわゆる一人親方	調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費
工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約における労働者		(1) 時間外割増賃金（時間外・休日・深夜） (2) 臨時の給与（臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金）
指定管理協定における労働者		(3) 諸手当（家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当）

※ 工事又は製造の請負の契約における熟練労働者及び熟練労働者以外の者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」にある手当の基準内手当・基準外手当の区分に準じています。

※ 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約における労働者及び指定管理協定における労働者等の各手当等の詳細は、労働基準法第37条、労働基準法施行規則第20条及び21条に準じています。

※ 労働報酬は、税金や社会保険料等を控除する前のものであり、手取り額ではありません。

※ 上記における手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられている名称であり、手当等の算定については、名称のみではなく支給実態等を考慮して判断してください。

※ 期末手当等、複数月分がまとめて支払われる手当の算定にあたっては、対応する月数で除して得た額を1ヶ月の手当として算定して下さい。

(2) 労働報酬の算定方法

労働者等が1ヶ月の中で、公契約等に係る業務とその他の業務に従事した場合、公契約等に係る業務に対して支払われた手当以外の労働報酬については、それぞれの業務に従事した労働時間の割合に応じて按分します。

【労働報酬の算出例】 <工事請負契約における月払い賃金の場合>

A工事…公契約条例の適用となる工事

B工事…その他の工事

○1ヶ月の労働時間

区分	所定内労働時間数
A工事従事時間	①120時間
B工事従事時間	40時間
合計	②160時間

○1ヶ月の賃金等

賃金区分	支給額	備考
基本給	400,000	月額支給
家族手当	20,000	月額支給
時間外割増賃金	40,000	対象外
A工事個別手当	20,000	
B工事個別手当	10,000	対象外
実物給与(通勤手当)	30,000	6ヶ月分
臨時の給与(賞与)	240,000	6ヶ月分

○労働報酬の算定

賃金区分	1ヵ月分の支給額	労働報酬	計算方法
基本給	400,000	300,000	$400,000 \times ①120h \div ②160h$
家族手当	20,000	15,000	$20,000 \times ①120h \div ②160h$
時間外割増賃金	40,000	0	対象外
A工事個別手当	20,000	20,000	全額対象
B工事個別手当	10,000	0	対象外
実物給与 (通勤手当)	5,000(※1)	3,750	$30,000 \div 6 \text{ヶ月} \times ①120h \div ②160h$
臨時の給与 (賞与)	40,000(※2)	30,000	$240,000 \div 6 \text{ヶ月} \times ①120h \div ②160h$
合計		368,750	

※1 1ヶ月分の通勤手当の計算 $30,000 \div 6 \text{ヶ月} = 5,000$

※2 1ヶ月分の賞与の計算 $240,000 \div 6 \text{ヶ月} = 40,000$

労働報酬下限額：3,000円(例)とした場合の基準額 $3,000 \text{円} \times 120 \text{時間} = 360,000 \text{円}$

A工事の労働報酬：368,750円 ≧ 基準額：360,000円

※このように労働報酬が基準額以上であれば問題ありません。

8 報告書の作成及び提出

公契約の受注者は、「労働者等の労働条件等に関する事項の報告書(以下「報告書」という。)」を作成し、以下のとおり区に提出する義務があります。報告書は、労働者等の労働環境の状況等について確認することを目的としています。

(1) 報告書の記載例・作成要領

工事又は製造の請負契約 手引 14～17 頁

工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約・指定管理協定 手引 18～20 頁

(2) 提出時期

① 単年度契約(履行期間が4月1日から翌年3月31日までのもの)

1 回目	契約締結後から概ね1ヶ月以内
2 回目	業務完了日の概ね1ヶ月前

② 複数年度契約(履行期間が複数の年度にまたがるもの)

1 回目	契約締結後、概ね1ヶ月以内
2 回目以降	年度につき1回を基本とし、毎年度4月末日を目安に提出
最終回	業務完了日の概ね1ヶ月前

(3) 提出方法

下記メールアドレス宛にご提出ください。なお、メールの件名は、契約件名を記載し、報告書は PDF 形式で提出してください。

koukeiyaku@city.tokyo-nakano.lg.jp

(中野区公契約条例用 ※2023 年度と提出先が変更されております。)

(4) 注意事項

- ① 報告書の提出義務は、受注者のみにあります。受注関係者の提出は必要ありません。
- ② 契約期間中に報告書の内容に変更があった場合は、変更後の報告書を速やかに提出してください。
- ③ 報告書の設問は、専ら公契約に係る業務に従事する労働者について記載してください。
- ④ 提出者の名義は、契約書に記載の契約権者名と合わせてください。
- ⑤ 報告書は区公式ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/156800/d032865.html>

工事様式 記載例2

【特記事項】（確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入して下さい。）

確認事項番号	「いいえ」と回答した場合の理由・改善予定等
12	下請先の労働者に周知を行っていないので、○月○日までに対応する。

工事様式 記載例3

別紙 労働者等の報酬額について

No	職種	員数 (延べ人数)	最も低い報酬額 (円/時間)	労働報酬下限額 【参考】 ※契約締結年度	業者名・所在地（元請、一次、二次等）	
					上段には元請又は請負業者名を記入する。 ※請負業者名を記載する場合は、一次、二次等を選択する。 下段には事業者の所在地を記入する。	
1	普通作業員	10	XXXX円	#N/A	業者名	
					所在地	
2	土木一般世話役	2	XXXX円	#N/A	業者名	
					所在地	
3	交通誘導員A	8	XXXX円	#N/A	業者名	
					所在地	
4	軽作業員	5	XXXX円	#N/A	業者名	
					所在地	

職種を選択すると、自動的に労働報酬下限額が入力されます。比較する際の参考としてください。

元請、一次、二次等、該当するものを選択してください。

〔作成要領・注意事項〕

- (1) 中野区公式ホームページに公開されている報告書様式(Excel データ)をダウンロードしてください。
- (2) 「契約件名」欄、「受注者名」欄、「契約番号」欄、「所在地」欄は、契約書と同じ内容としてください(代表者印は不要)。
- (3) 「担当者名」欄は、報告書の内容を説明できる者としてください。
- (4) 「報告回数」欄は、報告書の提出回数を入力してください。
- (5) 報告項目は、次のとおり作成してください。
 - ① 各報告項目の確認結果を「確認欄」に入力してください。「確認欄」をクリックすることでプルダウンにより「はい」、「いいえ」を選択することができます。(項目によって「対象外」も選択可能です。)
 - ② 「確認欄」が「いいえ」の場合、当該項目については、報告書様式下部に報告項目の番号、「いいえ」を選択した理由及び改善予定等を入力してください。
- (6) 別紙(労働者等の報酬額について)は、次のとおり作成してください。
 - ① 本件に主として従事する下請負を含めた全ての労働者のうち、公共工事設計労務単価に掲げる職種に従事するものを対象とし、本報告書提出時点の累計で、職種ごとの最も低い賃金等の1時間あたりの支払額と、その者が所属する事業者名を記入してください。
 - ② 業者名・所在地は、事業者ごとに1箇所記載することで、その他の行への同一の記載は省略することができます。
 - ③ 職種は、以下の職種から該当するものを選択してください。

技能労働者職種一覧			
01 特殊作業員	14 運転手(特殊)	27 普通船員	40 タイル工
02 普通作業員	15 運転手(一般)	28 潜水士	41 サッシ工
03 軽作業員	16 潜かん工	29 潜水連絡員	42 屋根ふき工
04 造園工	17 潜かん世話役	30 潜水送気員	43 内装工
05 法面工	18 さく岩工	31 山林砂防工	44 ガラス工
06 とび工	19 トンネル特殊工	32 軌道工	45 建具工
07 石工	20 トンネル作業員	33 型わく工	46 ダクト工
08 ブロック工	21 トンネル世話役	34 大工	47 保温工
09 電工	22 橋りょう特殊工	35 左官	48 建築ブロック工
10 鉄筋工	23 橋りょう塗装工	36 配管工	49 設備機械工
11 鉄骨工	24 橋りょう世話役	37 はつり工	50 交通誘導員 A
12 塗装工	25 土木一般世話役	38 防水工	51 交通誘導員 B
13 溶接工	26 高級船員	39 板金工	52 上記以外の職種, 未熟練工等

ア 労働者以外の者(会社役員、ボランティア等)、現場技術者(現場代理人、監理技術者、監理技術者補、主任技術者)、最低賃金法第7条の適用者、本件への従事時間が30分未満の者は含まないものとします。

イ 職種の定義は、国土交通省ホームページを参照してください。

委託・協定様式 記載例2

【特記事項】（確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入して下さい。）

確認事項番号	「いいえ」と回答した場合の理由・改善予定等
13	再委託先の労働者に対して周知を行っていないため、〇月〇日までに対応する。

〔作成要領・注意事項〕

- (1) 中野区公式ホームページに公開されている報告書様式をダウンロードしてください。
- (2) 「契約件名」欄、「受注者名」欄、「契約番号」欄、「所在地」欄は、契約書と同じ内容としてください(押印は不要)。
- (3) 「担当者名」欄は、報告書の内容を説明できる者としてください。
- (4) 「報告回数」欄は、報告書の提出回数を入力してください。
- (5) 報告項目は、次のとおり作成してください。
 - ① 各報告項目の確認結果を「確認欄」に入力してください。「確認欄」をクリックすることでプルダウンにより「はい」、「いいえ」を選択することができます。(項目によって「対象外」も選択可能です。)
 - ② 「確認欄」が「いいえ」の場合、当該項目については、報告書様式下部に報告項目の番号、「いいえ」を選択した理由及び改善予定等を入力してください。
- (6) 確認事項 11 に記入する労働報酬下限額については、本件に専ら従事する再委託を含めた全ての労働者のうち、本報告書提出時点で、職種ごとの最も低い賃金等の1時間あたりの支払額を記載してください。
 - ① 労働者以外の者(会社役員、ボランティア等)、現場技術者(現場代理人、監理技術者、監理技術者補、主任技術者)、最低賃金法第7条の適用者、本件への従事時間が30分未満の者は含まないものとします。
 - ② 仕様書等の内容に基づき、対象労働者が従事する作業名を記入してください。(「日常清掃業務」、「警備業務」等)

9 労働者等への周知

受注者は労働者等に次に掲げる事項を周知しなければなりません。作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者等に書面で交付します。

<労働者等に周知する事項>

- (1) 公契約条例が適用される労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 労働者等の継続雇用に努めること
- (4) 支払われた賃金が労働報酬下限額を下回る場合、労働者等は申出をすることが出来ること
- (5) 申出をするときの連絡先
- (6) 申出をしたことを理由に、解雇、請負契約又は委託契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと

※ 資料編の「労働者向け周知様式例」を参考に、ポスターやチラシ等を作成し、作業所等の見やすい場所にポスター等を掲示する、又はチラシ等を労働者等すべてに配布するなど、周知を徹底してください。

※ 労働報酬下限額は中野区ホームページにも一覧表を掲載しています。

10 労働者等からの申出

労働者等は、労働報酬が支払われない場合や労働報酬が基準額を下回る場合は、受注者又は区にその事実を申し出ることができます。

- (1) 労働者等は公契約に係る業務に従事した時間、その他の業務に従事した時間、労働報酬の内訳を把握・管理し、労働報酬下限額を下回っていないか確認してください。
- (2) 労働報酬が基準額を下回る場合、労働者等は、申出書に必要事項を記入し、受注者または区へ提出してください。
- (3) 受注者は、労働者等から問い合わせや申出があった場合、誠実に対応し労働報酬下限額を下回っていたことが確認できた場合は、速やかに不足分の支払いを行ってください。また、申出があった場合には、当該労働者に調査結果を回答するとともに、区へ報告書を提出してください。
- (4) 受注者は、労働者等が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはなりません。

1 1 報告及び立入検査

労働者等から区に申出があった場合又は検査が必要と認める場合、区は、受注者に対して報告を求めます。また、事業所等への立入り、書類やその他の物件の検査、関係者への質問等、必要な検査を行います。受注者はこれらの調査に応じなければなりません。

※ 立入検査をする職員は身分証明書を携帯し、関係者から請求があった場合はこれを提示します。

1 2 是正措置

報告又は立入検査の結果、受注者等に違反があれば、区は受注者に是正措置を命じ、受注者は速やかに是正措置を講じるとともに、区が定める期日までに是正措置の内容を報告しなければなりません。

1 3 公契約の解除等

区は次のいずれかに該当するときは、当該公契約を解除等することが出来ます。また、公契約を解除した場合において、区は受注者及び受注関係者に損害が発生してもその責任を負いません。

- (1) 受注者が報告の求めに応じなかったとき、または虚偽の報告をしたとき
- (2) 受注者が立入検査を拒否したときや立入検査に非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をしたとき）
- (3) 受注者が是正措置の求めに応じないとき
- (4) 受注者からの是正報告がされないとき、または是正報告が虚偽であったとき

1 4 損害賠償責任・違約金

受注者は、区が公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければなりません。

また、区は解除に伴う違約金を徴収することができます。

15 公表

公契約の解除等をしたとき、または公契約の終了後に受注者や受注関係者が公契約条例に基づく契約条項に違反が判明したときは、以下の事項を公表します。

(1) 公表する事項

- ① 当該受注者または受注関係者の氏名及び住所
(その者が法人その他の団体であるときは、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 当該公表に係る違反の内容
- ③ 当該公契約の件名及び締結日
- ④ 公契約を解除した場合、その解除日及びその理由
- ⑤ その他区長が必要と認める事項

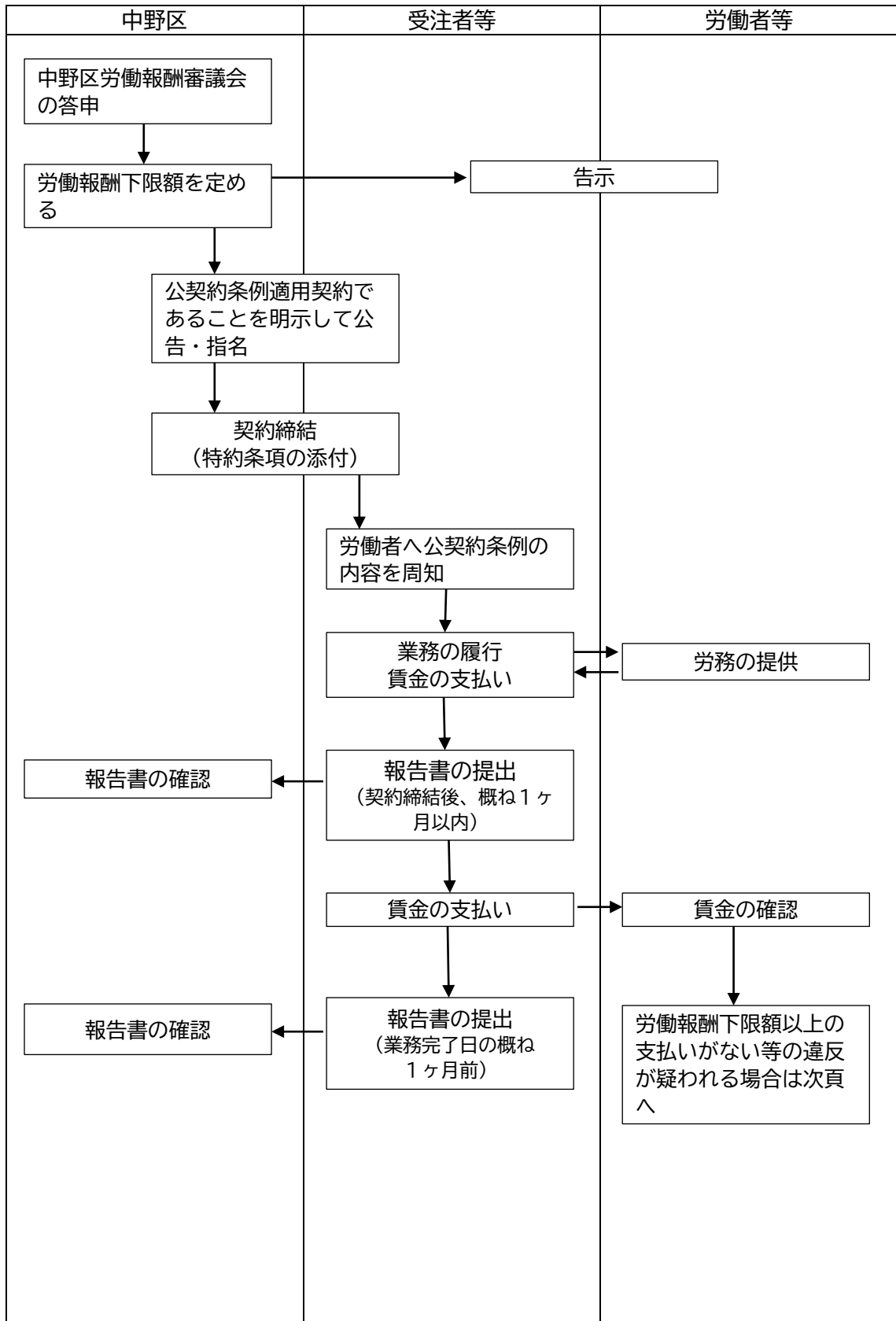
(2) 公表の方法

中野区ホームページに掲載します。

<資料・様式等>

	頁
資料1 公契約条例適用案件の流れ	25
資料2-1 労働者等の労働条件に関する事項の報告書(工事用)	27
資料2-2 労働者等の労働条件に関する事項の報告書(委託・協定用)	30
資料3 労働者向け周知様式例等	32
資料4 労働報酬に係る申出書	38
資料5 労働報酬に係る申出に対する報告要求書	39
資料6 労働報酬に係る申出に対する報告書	40
資料7 立入検査通知書	41
資料8 是正措置通知書	42
資料9 是正措置報告書	43
資料10 令和6年度労働報酬下限額一覧	44
資料11 公契約約款特約条項(工事請負契約)	45
資料12 公契約約款特約条項(業務委託契約)	47
資料13 公契約約款特約条項(指定管理協定)	49
資料14 中野区公契約条例	51
資料15 中野区公契約条例施行規則	56

(資料1) 公契約条例の適用となる案件の流れ



(資料2-1) 労働者等の労働条件に関する事項の報告書(工事用)

様式

労働者等の労働条件に関する事項の報告書 (工事用)

年 月 日

中野区長 宛て

本契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、下記事項について事実と相違ないことを報告します。

契約件名		契約番号	
受託者名 (法人名・代表者職氏名)			
所在地		連絡先電話番号	
担当者名		報告回数	第 回

記

確認項目		確認事項	確認欄
労働者等に係る雇用契約の締結の状況	1	本業務の従事者に対して適正な雇用契約を締結している。	
	2	常時雇用する従業員が10人以上いる場合、就業規則の内容を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。	
	3	労働者に対して、就業規則等を周知している。	
労働者等に対する労働報酬の支払の状況	4	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金を支払っている。	
	5	賃金について、通貨で直接又は口座振込等の方法により、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。	
	6	割増賃金の計算の基礎となる単価は適正である。	
	7	時間外労働、休日労働及び深夜労働について、適正に割増賃金を支払っている。	
労働者等の労働時間の管理の状況	8	法定帳簿を適正に整備し、労務管理（労働時間、休暇・休日の取得状況）を確実にしている。	
	9	10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日以上毎年時季を指定して与えている。	
	10	法定帳簿その他労働関係に関する書類を3年間保存している。	
労働報酬下限額を支払わなければならない労働者等の人数及び職種	11	当該契約（工事）に専ら従事する労働者等（下請負をしている場合は、下請負先の労働者等を含む。）で最も低い報酬額（最低賃金）は、別紙のとおりである。	
約定事項の遵守の状況	12	条例別表「6 労働者等に対する周知」に基づき、周知すべき事項について掲示、書面の交付を行っている。	
	13	条例で定める労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。	
その他	14	建設業退職金共済に加入し、共済証紙を配布している。	
	15	当該工事における施工体系図を作成し、掲示している。	
	16	下請先との契約において、双方協議による適正な手順を踏まえ、市場価格と照らし適正な金額で契約している。	
	17	下請先の社会保険未加入対策を行っている。	
	18	下請先への法令遵守指導及び労働報酬下限額以上の賃金等の支払いの要請を行っている。	

【特記事項】（確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入して下さい。）

確認事項番号	「いいえ」と回答した場合の理由・改善予定等

別紙 労働者等の報酬額について

No	職種	員数 (延べ人数)	最も低い報酬額 (円/時間)	労働報酬下限額 【参考】 ※契約締結年度	業者名・所在地（元請、一次、二次等）	
					上段には元請又は請負業者名を記入する。 ※請負業者名を記載する場合は、一次、二次等を選択する。 下段には事業者の所在地を記入する。	
1				#N/A	業者名	
					所在地	
2				#N/A	業者名	
					所在地	
3				#N/A	業者名	
					所在地	
4				#N/A	業者名	
					所在地	
5				#N/A	業者名	
					所在地	
6				#N/A	業者名	
					所在地	
7				#N/A	業者名	
					所在地	
8				#N/A	業者名	
					所在地	
9				#N/A	業者名	
					所在地	
10				#N/A	業者名	
					所在地	
11				#N/A	業者名	
					所在地	
12				#N/A	業者名	
					所在地	
13				#N/A	業者名	
					所在地	
14				#N/A	業者名	
					所在地	
15				#N/A	業者名	
					所在地	
16				#N/A	業者名	
					所在地	
17				#N/A	業者名	
					所在地	
18				#N/A	業者名	
					所在地	
19				#N/A	業者名	
					所在地	
20				#N/A	業者名	
					所在地	
21				#N/A	業者名	
					所在地	
22				#N/A	業者名	
					所在地	

※注1 元請、下請業者ごとに職種別の賃金等の支給状況を記載してください。
 ※注2 「業者名・所在地」欄は、同一の場合は記載を省略することができます。

(資料2-2) 労働者等の労働条件に関する事項の報告書(委託・協定用)

様式

労働者等の労働条件に関する事項の報告書 (委託・協定用)

年 月 日

中野区長 宛て

本契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、下記事項について事実と相違ないことを報告します。

契約件名		契約番号	
受託者名 (法人名・代表者職氏名)			
所在地		連絡先電話番号	
担当者名		報告回数	第 回

記

確認項目		確認事項	確認欄
労働者等に係る雇用契約の締結の状況	1	本業務の従事者に対して適正な雇用契約を締結している。	
	2	常時雇用する従業員が10人以上いる場合、就業規則の内容を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。	
	3	労働者に対して、就業規則等を周知している。	
労働者等に対する労働報酬の支払の状況	4	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金を支払っている。	
	5	賃金について、通貨で直接又は口座振込等の方法により、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。	
	6	割増賃金の計算の基礎となる単価は適正である。	
	7	時間外労働、休日労働及び深夜労働について、適正に割増賃金を支払っている。	
労働者等の労働時間の管理の状況	8	法定帳簿を適正に整備し、労務管理(労働時間、休暇・休日の取得状況)を確実にしている。	
	9	10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、年5日以上毎年時季を指定して与えている。	
	10	法定帳簿その他労働関係に関する書類を3年間保存している。	
労働報酬下限額を支払わなければならない労働者等の人数及び職種	11	当該契約(委託・協定)に専ら従事する労働者等で最も低い報酬額(最低賃金)は、以下のとおりである。(金額及び職種を記入する。) (1時間当たり 円(職種) (人数))	
約定事項の遵守の状況	12	継続的な業務の場合、特段の事情がない限り希望する者の継続雇用に努めている。	
	13	条例別表「6 労働者等に対する周知」に基づき、周知すべき事項について掲示、書面の交付を行っている。	
	14	条例で定める労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。	
	15	再委託先との契約において、双方協議の上、市場価格と照らし合わせて適正な価格で契約をしている。	
	16	再委託先への法令遵守指導及び労働報酬下限額以上の支払いの要請等を行っている。	

【特記事項】（確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入して下さい。）

確認事項番号	「いいえ」と回答した場合の理由・改善予定等

(資料3)労働者向け周知様式例

中野区公契約条例に関するお知らせ

あなたのお仕事には「中野区公契約条例」が適用されます。
この条例に基づき、中野区が定める賃金の下限額が定められています。
(条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。)

ご自身の賃金が上記の労働報酬下限額より低いと思う場合、中野区または受注者等に申出ることができます。申出をしたことにより、不利益な取り扱いを受けることはありません。

また、下請業者や再委託先の労働者において、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回り、是正されない場合、受注者（元請）が連帯して賃金を支払うことが定められています。

件名	
履行場所	
履行期限	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

○中野区公契約条例が適用される労働者の範囲

適用される労働者	<ul style="list-style-type: none">① 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等）② 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者③ 自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）
適用されない労働者	<ul style="list-style-type: none">① 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人② 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）③ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）④ 公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等）⑤ 公契約に従事した時間が1ヶ月あたり30分未満の者⑥ 工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者）

○労働報酬下限額

工事請負契約	公共工事設計労務単価の90%に基づき定める1時間あたりの金額（別表参照） ※ 未熟練工等については、公共工事設計労務単価（軽作業員）の70%に基づき定める1時間あたりの金額
業務委託及び指定管理協定	1時間あたり 1,310円（※）

※ ただし、「軽井沢少年自然の家」における指定管理協定の労働報酬下限額は、1時間当たり1,115円とする。

○申出をする場合の申出先

労働者は、基準額以上の労働報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者又は区に文書で申出することができます。なお、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いは受けません。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者			
発注者	中野区総務部契約課	〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 中野区中野四丁目11番19号(新庁舎)	03-3228-8903

【別表】工事請負契約 労働報酬下限額（単位：円／1時間あたり）

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	3,183	27	普通船員	3,318
02	普通作業員	2,857	28	潜水士	5,310
03	軽作業員	1,980	29	潜水連絡員	3,881
04	造園工	2,913	30	潜水送気員	3,768
05	法面工	3,555	31	山林砂防工	3,453
06	とび工	3,510	32	軌道工	6,120
07	石工	3,532	33	型わく工	3,375
08	ブロック工	3,285	34	大工	3,240
09	電工	3,386	35	左官	3,465
10	鉄筋工	3,476	36	配管工	3,037
11	鉄骨工	3,150	37	はつり工	3,217
12	塗装工	3,678	38	防水工	3,847
13	溶接工	3,802	39	板金工	3,645
14	運転手(特殊)	3,251	40	タイル工	3,521
15	運転手(一般)	2,655	41	サッシ工	3,420
16	潜かん工	3,948	42	屋根ふき工	3,645
17	潜かん世話役	4,680	43	内装工	3,521
18	さく岩工	4,005	44	ガラス工	3,363
19	トンネル特殊工	3,813	45	建具工	3,026
20	トンネル作業員	3,307	46	ダクト工	3,037
21	トンネル世話役	4,320	47	保温工	2,947
22	橋りょう特殊工	3,701	48	建築ブロック工	3,532
23	橋りょう塗装工	3,780	49	設備機械工	2,970
24	橋りょう世話役	4,331	50	交通誘導警備員A	2,137
25	土木一般世話役	3,487	51	交通誘導警備員B	1,867
26	高級船員	4,117	52	上記以外の職種、未熟練工等	1,540



この工事現場で働く みなさんへ

この工事には中野区公契約条例による
1時間あたりの最低賃金が
定められています。下の表で確認を。

Please check your wages.



令和6年度 中野区労働報酬下限額（工事または製造の請負契約の最低賃金）

該当する職種の額をご覧ください

No.	職種名	1時間あたり	No.	職種名	1時間あたり	No.	職種名	1時間あたり
1	特殊作業員	3,183円	19	トンネル特殊工	3,813円	37	はつり工	3,217円
2	普通作業員	2,857円	20	トンネル作業員	3,307円	38	防水工	3,847円
3	軽作業員	1,980円	21	トンネル世話役	4,320円	39	板金工	3,645円
4	造園工	2,913円	22	橋りょう特殊工	3,701円	40	タイル工	3,521円
5	法面工	3,555円	23	橋りょう塗装工	3,780円	41	サッシ工	3,420円
6	とび工	3,510円	24	橋りょう世話役	4,331円	42	屋根ふき工	3,645円
7	石工	3,532円	25	土木一般世話役	3,487円	43	内装工	3,521円
8	ブロック工	3,285円	26	高級船員	4,117円	44	ガラス工	3,363円
9	電工	3,386円	27	普通船員	3,318円	45	建具工	3,026円
10	鉄筋工	3,476円	28	潜水士	5,310円	46	ダクト工	3,037円
11	鉄骨工	3,150円	29	潜水連絡員	3,881円	47	保温工	2,947円
12	塗装工	3,678円	30	潜水送気員	3,768円	48	建築ブロック工	3,532円
13	溶接工	3,802円	31	山林砂防工	3,453円	49	設備機械工	2,970円
14	運転手(特殊)	3,251円	32	軌道工	6,120円	50	交通誘導警備員A	2,137円
15	運転手(一般)	2,655円	33	型わく工	3,375円	51	交通誘導警備員B	1,867円
16	潜かん工	3,948円	34	大工	3,240円	52	上記以外の職種、未熟練工等	1,540円
17	潜かん世話役	4,680円	35	左官	3,465円			
18	さく岩工	4,005円	36	配管工	3,037円			

※上の表の額は東京都の公共工事設計労務単価を基に設定しています【令和6年2月20日 中野区告示第14号】

❓ 中野区公契約条例とは？

➔ 中野区と事業者が結ぶ契約（公契約）に従事するみなさんの適正な労働条件を確保するため制定した条例です。対象の契約では、労働報酬下限額以上の報酬が支払われることとなります。



❓ ご自分の賃金がこの額よりも低い場合にはどうすればいい？

➔ 中野区または受注者（元請業者・雇用主）にご相談ください。なお、上の表のほか、委託・指定管理協定の令和6年度労働報酬下限額については1時間あたり「1,310円」と別途定めています。

Please visit the official Nakano City website for further information about the Minimum amount of remuneration.



詳しくは区ホームページでご覧になれます。または下記へお問合せを。



問合せ先：中野区総務部契約課契約係

電話 03-3228-8903 FAX 03-3228-5651




このお仕事で働くみなさんへ

下記の対象業務には **中野区公契約条例**による
1時間あたりの最低賃金が
定められています。ご確認ください。

✔ Please check your wages.

私のお給料…

時給は？



📁 **令和6年度 中野区労働報酬下限額**（委託・指定管理協定の最低賃金）

1時間あたり **1,310円**


※ただし、軽井沢少年自然の家に係る協定では、1時間あたり「1,115円」と設定【令和6年1月5日 中野区告示第1号】

【対象】 次の委託業務（予定価格1千万円以上） または 指定管理協定に係る業務

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ① 施設の総合的な管理業務 | ⑥ 学校又は保育所の用務業務 |
| ② 施設、公園等の日常的な清掃業務 | ⑦ 学校又は保育所の給食調理業務 |
| ③ 施設の警備業務 | ⑧ 学童クラブ及びキッズ・プラザの運営業務 |
| ④ 施設の受付業務 | ⑨ 高齢者に係る居宅介護支援業務 |
| ⑤ 廃棄物収集、資源回収等の業務 | |

❓ **中野区公契約条例とは？**

→ 中野区と事業者が結ぶ契約（公契約）に従事するみなさんの適正な労働条件を確保するため制定した条例です。
対象の契約では、労働報酬下限額以上の報酬が支払われることとなります。



❓ **ご自分の賃金がこの額よりも低い場合にはどうすればいい？**

→ 中野区または受注者（元請業者・雇用主）にご相談ください。なお、上の表のほか、工事または製造の請負契約の令和6年度労働報酬下限額については、東京都の公共工事設計労務単価を基に、別途定めています。

Please visit the official Nakano City website for further information about the Minimum amount of remuneration.



詳しくは区ホームページでご覧になれます。または下記へお問合せを。

📍 問合せ先：中野区総務部契約課契約係
電話 03-3228-8903 FAX 03-3228-5651





中野区が発注している、このお仕事で働くみなさんへ

あなたの賃金を確認してください。

Please check your wages.

このお仕事は「中野区公契約条例」の対象の契約です。
従事する方の賃金には、中野区独自の最低賃金である
「労働報酬下限額」が定められています。



令和6(2024)年度
中野区労働報酬下限額
建設工事の従事者
(一人親方・派遣労働者含む)

東京都の公共工事設計労務単価※
〔※ 契約締結年度の単価(1時間あたり)〕の

90% 例 ・とび工 ¥3,510-
・見習等 ¥1,540-

→うらへ続く〔中野区の問合せ先もご覧になれます 〕

あなたの賃金が労働報酬下限額よりも「低い」と思う場合、
中野区または受注者（元請業者・雇用主）にご相談ください。

※建設工事の労働報酬下限額は職種毎に定めています（52区分）



中野区への問合せは…**中野区総務部契約課契約係**

Tel 電話 **03-3228-8903**



対象となる方や労働報酬下限額等については、
中野区ホームページでご覧ください。

Please visit the official Nakano City website
for further information about the
Minimum amount of remuneration.



周知カード（委託・協定）



中野区が発注している、このお仕事で働くみなさんへ
あなたの賃金を確認してください。

Please check your wages.

このお仕事は「中野区公契約条例」の対象の契約です。
従事する方の賃金には、中野区独自の最低賃金である
「労働報酬下限額」が定められています。



令和6(2024)年度
中野区労働報酬下限額
委託・指定管理協定

1時間あたり(円)

¥1,310-

→うらへ続く[中野区の間合せ先もご覧になれます]

あなたの賃金が労働報酬下限額よりも「低い」という場合、
中野区または受注者（元請業者・雇用主）、指定管理者に
ご相談ください。



中野区への問合せは…**中野区総務部契約課契約係**

Tel
電話 **03-3228-8903**



対象となる方や労働報酬下限額等については、
中野区ホームページでご覧ください。

Please visit the official Nakano City website
for further information about the
Minimum amount of remuneration.



(資料4)労働報酬に係る申出書

令和 年 月 日

宛

住所
氏名
電話番号

労働報酬に係る申出書

中野区公契約条例に定められている労働報酬下限額以上の賃金等を受け取っていないため、下記のとおり申し出ます。

件名	
申出内容	
支払者	
支払日	令和 年 月 日
労働報酬額	円

※ 賃金等は1時間あたりの金額を記載して下さい。

(資料5)労働報酬に係る申出に対する報告要求書

令和 年 月 日

様

中野区長

労働報酬に係る申出に対する報告要求書

中野区公契約条例第11条の規定に基づき、労働者等からの申出について、次のとおり報告を求めます。

件名	
申出年月日	年 月 日
報告を求める事項	
担当者連絡先	所属
	氏名
	連絡先

(資料6)労働報酬に係る申出に対する報告書

令和 年 月 日

中野区長 宛

所在地
報告者

労働報酬に係る申出に対する報告書

労働者等からの申出について、次のとおり報告します。
なお、申出者に対しては、報告内容を回答していることを申し添えます。

件名	
報告内容	
担当者連絡先	所属
	氏名
	連絡先

(資料7)立入検査通知書

令和 年 月 日

様

中野区長

立入検査通知書

中野区公契約条例第11条の規定に基づき、労働者等からの申出の事実の確認または労働者等の労働環境を確認するため、次のとおり立入検査を実施します。

件名	
検査事項	
立入検査日時	年 月 日 時
担当者連絡先	所属
	氏名
	連絡先

(資料8)是正措置通知書

令和 年 月 日

様

中野区長

是正措置通知書

中野区公契約条例別表9の項の規定に基づき、公契約における労働環境について、次のとおり是正措置を講ずるよう求めます。

件名	
是正措置を求める事項	
担当者連絡先	所属
	氏名
	連絡先

(資料9)是正措置報告書

令和 年 月 日

中野区長 宛

所在地
報告者

是正措置報告書

公契約における労働環境に係る是正措置の求めについて、次のとおり措置を講じたので報告します。

件名	
講じた措置の内容	
措置日	年 月 日
担当者連絡先	所属
	氏名
	連絡先

(資料10) 令和6年度労働報酬下限額一覧

1 工事又は製造の請負契約

単位：円（1時間あたり）

NO	職 種	労働報酬下限額	NO	職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	3, 183	27	普通船員	3, 318
02	普通作業員	2, 857	28	潜水士	5, 310
03	軽作業員	1, 980	29	潜水連絡員	3, 881
04	造園工	2, 913	30	潜水送気員	3, 768
05	法面工	3, 555	31	山林砂防工	3, 453
06	とび工	3, 510	32	軌道工	6, 120
07	石工	3, 532	33	型わく工	3, 375
08	ブロック工	3, 285	34	大工	3, 240
09	電工	3, 386	35	左官	3, 465
10	鉄筋工	3, 476	36	配管工	3, 037
11	鉄骨工	3, 150	37	はつり工	3, 217
12	塗装工	3, 678	38	防水工	3, 847
13	溶接工	3, 802	39	板金工	3, 645
14	運転手(特殊)	3, 251	40	タイル工	3, 521
15	運転手(一般)	2, 655	41	サッシ工	3, 420
16	潜かん工	3, 948	42	屋根ふき工	3, 645
17	潜かん世話役	4, 680	43	内装工	3, 521
18	さく岩工	4, 005	44	ガラス工	3, 363
19	トンネル特殊工	3, 813	45	建具工	3, 026
20	トンネル作業員	3, 307	46	ダクト工	3, 037
21	トンネル世話役	4, 320	47	保温工	2, 947
22	橋りょう特殊工	3, 701	48	建築ブロック工	3, 532
23	橋りょう塗装工	3, 780	49	設備機械工	2, 970
24	橋りょう世話役	4, 331	50	交通誘導員A	2, 137
25	土木一般世話役	3, 487	51	交通誘導員B	1, 867
26	高級船員	4, 117	52	上記以外の職種、 未熟練工等	1, 540

2 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約並びに指定管理協定

1, 310円 (※)

※ ただし、「軽井沢少年自然の家」における指定管理協定の労働報酬下限額は、1時間当たり1, 115円とする。

(資料 1 1) 公契約約款特約条項(工事請負契約)

(労働関係法令の遵守)

第1条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律（平成5年法律第76号）、労働契約法（平成19年法律128号）を遵守しなければならない。

2 乙は、中野区公契約条例（令和4年中野区条例第8号。以下「条例」という。）第2条第4号イに掲げる労働者等と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、前項に掲げる法律の趣旨を尊重して契約しなければならない。

(労働報酬の支払)

第2条 乙及び条例第2条第3号に規定する受注関係者（以下「受注関係者」という。）は、条例第2条第4号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。第3条、第5条及び第6条において同じ。）に対し、条例第7条第1項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の同項に規定する賃金等（以下「賃金等」という。）を支払わなければならない。

(乙の連帯責任)

第3条 乙は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回るときは、その差額に相当する賃金等について、乙が当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

(区長への報告)

第4条 乙は、中野区公契約条例施行規則（令和4年中野区規則第35号）第10条に定めるところにより、別に定める報告書を作成し、区長が指定する日までに区長に提出しなければならない。

(労働者等に対する周知)

第5条 乙は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 第3条の規定の内容
- (4) 条例第10条の規定の内容
- (5) 条例第10条に規定する申出をする場合の連絡先
- (6) 第6条の規定の内容

(不利益取扱いの禁止)

第6条 乙及び受注関係者は、労働者等から条例第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入検査)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙又は受注関係者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所等に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例第10条の規定による申出があった場合

- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合
- 2 乙及び受注関係者は、前項及び条例第 11 条第 1 項の規定による報告の求め及び立入検査に応じなければならない。

(是正措置)

- 第 8 条 区長は、前条第 1 項及び条例第 11 条第 1 項の報告又は立入検査の結果、乙又は受注関係者が条例の規定又はこの特約の定め違反しているとき、乙に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 2 乙は、前項及び条例別表 9 項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、その結果について報告しなければならない。

(公契約等の解除)

- 第 9 条 甲は、乙又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 第 7 条第 1 項及び条例第 11 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第 1 項及び条例別表 9 の項の規定による命令に違反したとき。
- (3) 前条第 2 項及び条例別表 10 の項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙又は受注関係者に損害が生じても、区はその損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

- 第 10 条 乙は、第 9 条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

- 第 11 条 甲が第 9 条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合は、乙から違約金を徴収することができる。この場合において、工事請負標準約款第 52 条第 2 項及び第 6 項の規定を準用する。

(受注関係者と締結する契約)

- 第 12 条 乙は、受注関係者と締結する契約において、乙が遵守すべき当該特約条項について、受注関係者が乙に準じて当該特約条項を遵守することを定めなければならない。

(資料12) 公契約約款特約条項(業務委託契約)

(労働関係法令の遵守)

第1条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律（平成5年法律第76号）、労働契約法（平成19年法律128号）を遵守しなければならない。

2 乙は、中野区公契約条例（令和4年中野区条例第8号。以下「条例」という。）第2条第4号イに掲げる労働者等と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、前項に掲げる法律の趣旨を尊重して契約しなければならない。

(労働報酬の支払)

第2条 乙及び条例第2条第3号に規定する受注関係者（以下「受注関係者」という。）は、条例第2条第4号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。第4条、第6条及び第7条において同じ。）に対し、条例第7条第1項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の同項に規定する賃金等（以下「賃金等」という。）を支払わなければならない。

(乙の継続雇用)

第3条 乙は、継続性のある業務に関する公契約に係る当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するように努めるものとする。

(乙の連帯責任)

第4条 乙は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、その差額に相当する賃金等について、乙が当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

(区長への報告)

第5条 乙は、中野区公契約条例施行規則（令和4年中野区規則第35号）第10条に定めるところにより、別に定める報告書を作成し、区長が指定する日までに区長に提出しなければならない。

(労働者等に対する周知)

第6条 乙は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 第4条の規定の内容
- (4) 条例第10条の規定の内容
- (5) 条例第10条に規定する申出をする場合の連絡先
- (6) 第7条の規定の内容

(不利益取扱いの禁止)

第7条 乙及び受注関係者は、労働者等から条例第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入検査)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙又は受注関係者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所等に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例第10条の規定による申出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

2 乙及び受注関係者は、前項及び条例第11条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に応じなければならない。

(是正措置)

第9条 区長は、前条第1項及び条例第11条第1項の報告又は立入検査の結果、乙又は受注関係者が条例の規定又はこの特約の定め違反していると認めるときは、乙に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 乙は、前項及び条例別表9の項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、その結果について報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第10条 甲は、乙又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項及び条例第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項及び条例別表9の項の規定による命令に違反したとき。
- (3) 前条第2項及び条例別表10の項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙又は受注関係者に損害が生じても、区はその損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 乙は、第10条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第12条 甲が第10条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、乙から違約金を徴収することができる。この場合において、物品共通標準約款第22条第2項から第4項の規定を準用する。

(受注関係者と締結する契約)

第13条 乙は、受注関係者と締結する契約において、乙が遵守すべき当該特約条項について、受注関係者が乙に準じて当該特約条項を遵守することを定めなければならない。

(資料13) 公契約約款特約条項(指定管理協定)

(労働関係法令の遵守)

第1条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律（平成5年法律第76号）、労働契約法（平成19年法律128号）を遵守しなければならない。

2 乙は、中野区公契約条例（令和4年中野区条例第8号。以下「条例」という。）第2条第4号イに掲げる労働者等と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、前項に掲げる法律の趣旨を尊重して契約しなければならない。

(労働報酬の支払)

第2条 乙及び条例第2条第3号に規定する受注関係者（以下「受注関係者」という。）は、条例第2条第4号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。第4条、第6条及び第7条において同じ。）に対し、条例第7条第1項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の同項に規定する賃金等（以下「賃金等」という。）を支払わなければならない。

(乙の継続雇用)

第3条 乙は、継続性のある業務に関する公契約に係る当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するように努めるものとする。

(乙の連帯責任)

第4条 乙は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回るときは、その差額に相当する賃金等について、乙が当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

(区長への報告)

第5条 乙は、中野区公契約条例施行規則（令和4年中野区規則第35号）第10条に定めるところにより、別に定める報告書を作成し、区長が指定する日までに区長に提出しなければならない。

(労働者等に対する周知)

第6条 乙は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 第4条の規定の内容
- (4) 条例第10条の規定の内容
- (5) 条例第10条に規定する申出をする場合の連絡先
- (6) 第7条の規定の内容

(不利益取扱いの禁止)

第7条 乙及び受注関係者は、労働者等から条例第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入検査)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙又は受注関係者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所等に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例第10条の規定による申出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

2 乙及び受注関係者は、前項及び条例第11条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に応じなければならない。

(是正措置)

第9条 区長は、前条第1項及び条例第11条第1項の報告又は立入検査の結果、乙又は受注関係者が条例の規定又はこの特約の定め違反していると認めるときは、乙に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 乙は、前項及び条例別表9の項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、その結果について報告しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理の協定を解除することができる。

- (1) 第8条第1項及び条例第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項及び条例別表9の項の規定による命令に違反したとき。
- (3) 前条第2項及び条例別表10の項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定により協定を解除した場合において、乙又は受注関係者に損害が生じても、区はその損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 乙は、第10条第1項の規定によりこの協定を解除した場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第12条 甲が第10条第1項の規定によりこの協定を解除した場合は、乙から違約金を徴収することができる。

(受注関係者と締結する契約)

第13条 乙は、受注関係者と締結する契約において、乙が遵守すべき当該特約条項について、受注関係者が乙に準じて当該特約条項を遵守することを定めなければならない。

(資料14) 中野区公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本方針を定め、中野区（以下「区」という。）及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化、労働者等に係る適正な労働条件の確保並びに公契約の適正な履行及び品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により区の指定を受けた者と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。
- (3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる労働者等を除く。）
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により受注者又はアに掲げる受注関係者に次号アに掲げる労働者等を派遣する者
- (4) 労働者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
 - イ 受注者又は受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの
- (5) 労働報酬 公契約に係る業務についての労働の報酬で次に掲げるものをいう。
 - ア 前号アに掲げる労働者等がその雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金
 - イ 前号イに掲げる労働者等が同号イの契約により得る収入

(基本方針)

第3条 区が公契約を締結するにあたっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (2) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (3) 受注者において労働者等について適正な労働条件を確保させること。
- (4) 公契約の適正な履行及び品質を確保すること。
- (5) 区内の事業者が公契約を受注する機会を確保するよう努めること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約に係る業務の公共性を認識し、法令を遵守するとともに、公契約に従事する労働者等に係る労働条件を適正なものとするよう努めるものとする。

- 2 受注者は、公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者が当該公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する機会を確保するよう努めるものとする。

(適用範囲)

第6条 次条から第12条までの規定は、公契約のうち次に掲げるものについて適用する。

- (1) 工事又は製造の請負契約でその予定価格が180,000,000円以上のもの
- (2) 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が10,000,000円以上のもので規則で定めるもの
- (3) 指定管理協定(規則で定めるものを除く。)

2 前項の規定は、公契約の受注者が国、地方公共団体その他区長が必要と認める者である場合については、適用しない。

(労働者等の労働報酬)

第7条 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に規定する労働者を除く。第11条第1項並びに別表1の項から3の項まで及び5の項を除き、以下同じ。)に対し区長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の額の労働報酬(前条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約に係る労働報酬にあつては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。)を支払わなければならないことを約定するものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定等)

第8条 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定める事項その他の事情を勘案して定めるものとする。

(1) 第6条第1項第1号に掲げる公契約に係る労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

(2) 第6条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約に係る労働者等 区の区域に係る最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金及び中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年中野区条例第16号)第4条第1項に規定する報酬の額

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第13条第1項に規定する中野区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、速やかにこれを告示するものとする。

(公契約において約定する事項)

第9条 区は、第7条第1項に規定する事項のほか、公契約において、別表に定める事項を約定するものとする。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等(労働者等であった者を含む。この条及び次条において同じ。)は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われないとき又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区、受注者又は受注関係者(当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。)に対しその事実の申出をすることができる。

(報告、検査等)

第11条 区長は、区に対し前条の規定による申出があつたとき又は第7条第1項及び第9条の規定により約定した事項(以下「約定事項」という。)の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者又は受注関係者に対し必要な報告を求め、又はその職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し

なければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第12条 区が別表11の項に定める事由による公契約の解除等(第6条第1項第1号及び第2号に掲げる公契約の解除並びに同項第3号に掲げる公契約に係る地方自治法第244条の2第11項の規定による取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令をいう。以下同じ。)をしたとき(公契約の期間後に約定事項の違反が判明した場合を含む。)は、区長は、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該受注者又は受注関係者の氏名及び住所(その者が法人その他の団体であるときは、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 当該公表に係る違反の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該受注者又は受注関係者に対し、当該公表に係る理由を通知し、当該受注者又は受注関係者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(中野区公契約審議会の設置)

第13条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の附属機関として、中野区公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 事業者団体関係者 2人以内
- (2) 労働者団体関係者 2人以内
- (3) 学識経験を有する者 2人以内

4 審議会の委員(以下単に「委員」という。)の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行し、令和5年4月1日以後に締結する公契約について適用する。

別表（第7条、第9条、第12条関係）

1 労働関係法令の遵守	受注者は、第2条第4号アに掲げる労働者等に係る労働条件に関して、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 労働者等との契約条件	受注者は、第2条第4号イに掲げる労働者等と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、その条件を1の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
3 労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望する者を雇用するよう努めること。
4 労働報酬に係る受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならないこと。
5 労働条件の区への報告	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働条件に関する事項を区に報告しなければならないこと。
6 労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他の規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。
7 不利益な取扱いの禁止	受注者は、第10条に規定する申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
8 報告の求め及び検査等への対応	受注者は、第11条に規定する報告の求め及び検査等に応じ、協力しなければならないこと。
9 約定事項の違反の是正の求め	区は、受注者が約定事項に違反していると認めるときは、当該受注者に対し速やかにその違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができること。
10 約定事項の違反の是正等及び報告	受注者は、9の項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告をしなければならないこと。
11 公契約の解除等	区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは当該公契約の解除等を行うことができ、当該解除等により受注者又は受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。 (1) 第11条に規定する報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条に規定する検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該検査等における質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 (2) 9の項に規定する求めに応じないとき。 (3) 10の項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

1 2 損害賠償責任	受注者は、区が1 1の項に定める事由による公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
1 3 公契約の解除等に係る違約金	区は、1 1の項に定める事由による公契約の解除等をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
1 4 受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注者が受注関係者と契約を締結するときは、当該受注者が遵守すべき約定事項について、受注関係者が当該受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、当該契約を締結する受注関係者との間で約定しなければならないこと。

(資料15) 中野区公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区公契約条例（令和4年中野区条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第6条第1項第2号に規定する規則で定める公契約)

第3条 条例第6条第1項第2号に規定する規則で定める公契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の総合的な管理の業務に関する公契約
- (2) 施設、公園等の日常的な清掃の業務に関する公契約
- (3) 施設の警備の業務（機械警備の業務を除く。）に関する公契約
- (4) 施設の受付の業務に関する公契約
- (5) 廃棄物の収集、資源の回収等の業務に関する公契約
- (6) 学校又は保育所の用務の業務に関する公契約
- (7) 学校又は保育所の給食の調理の業務に関する公契約
- (8) 学童クラブ及びキッズ・プラザの運営の業務に関する公契約
- (9) 高齢者に係る居宅介護支援に関する公契約

(条例第7条第3項に規定する方法)

第4条 条例第7条第3項に規定する方法については、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(条例第11条第2項に規定する職員の身分を示す証明書の様式)

第5条 条例第11条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(条例第12条第1項第3号の規則で定める事項)

第6条 条例第12条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 解除等に係る公契約の件名及び締結の日
- (2) 解除等をした日及びその理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(中野区公契約審議会の会長)

第7条 中野区公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、条例第13条第3項第3号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。）

(審議会の議事)

第8条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された後の最初の審議会については、区長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席し、かつ、条例第13条第3項各号に掲げる委員がそれぞれ1人以上出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が特に必要があると認めるときは、公開しないことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(条例別表5の項に規定する報告)

第10条 条例別表5の項に規定する報告は、次に掲げる事項について、区長が指定する日までにを行うものとし、当該事項に変更が生じたときは、速やかに区に報告しなければならないものとする。

- (1) 労働者等に係る雇用契約の締結の状況
- (2) 労働者等に対する労働報酬の支払の状況
- (3) 労働者等の労働時間の管理の状況
- (4) 条例第7条第1項に規定する労働報酬下限額を支払わなければならない労働者等の人数及び職種
- (5) 約定事項の遵守の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(条例別表6の項に規定する規則で定める事項)

第11条 条例別表6の項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 約定事項が適用される労働者等の範囲
- (2) 条例第7条第1項に規定する労働報酬下限額
- (3) 条例別表4の項の規定の内容
- (4) 条例第10条の規定の内容
- (5) 条例第10条に規定する申出をするときの連絡先
- (6) 労働者等は、条例第10条に規定する申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は委託契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、令和5年4月1日以後に締結する公契約について適用する。

別記様式 別紙のとおり

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

（表）

身 分 証 明 書				第	号
				所 属	
				職	
				氏 名	
				年	月 日 生
上記の者は、中野区公契約条例第11条第1項の規定による立入検査等の 権限を有する者であることを証明する。					
発行日	年	月	日		
有効期限	年	月	日		
				印	
中野区長					

（裏）

中野区公契約条例（抜粋）
（報告、検査等）
第11条 区長は、区に対し前条の規定による申出があったとき又は第7条第1項及び第9条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者又は受注関係者に対し必要な報告を求め、又はその職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。